

受傷事故防止を中心とした警察官の勤務および活動の要領について

(昭和37年5月10日、乙務発第14号)

(概要)

昭和37年、新たに「警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範」が制定されたことから、同年5月10日、受傷事故防止の面からみたけん銃、警棒等の使用要領を含めた警察官の勤務及び活動の要領を指示したものである。

主な指示項目の概要は、

派出所又は駐在所における勤務

警ら

職務質問

逮捕

警棒及びけん銃の使用

等である。